

入間市国際交流協会規約

(名称)

第1条 この会は、入間市国際交流協会（以下「本協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協会は、幅広い分野において、国際交流を推進し、国際理解と国際親善をはかること、在住外国人の支援をはかること、及び入間市が姉妹都市提携、友好都市提携した都市（以下「姉妹都市等」という。）との幅広い交流を通じて、両市民間の相互理解と友好親善をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 本協会は、前条の目的を達成させるため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流事業の計画立案及び実施
- (2) 姉妹都市等の趣旨の普及及び啓発
- (3) 姉妹都市等の交流事業の計画立案及び実施
- (4) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本協会の会員は、国際交流及び姉妹都市等交流に理解と関心を持つ個人、団体及び法人とする。

(役員)

第5条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 若干人
- (4) 会計 1人
- (5) 監事 2人

(役員を選出等)

第6条 役員を選出等は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長及び会計は、理事のうちから理事会において選出し、総会において承認を得る。
- (2) 理事は、会員のうちから総会において選出する。
- (3) 監事は、理事でない会員のうちから理事会において選出し、総会において承認を得る。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本協会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、会務を処理する。
- (4) 会計は、本協会の会計を処理する。
- (5) 監事は、本協会の経理を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし、再選を妨げない。ただし、任期満了後も次の総会において役員が選出されるまでの間は、任期中とみなす。

- 2 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。前項ただし書きは、本項にも準用する。

(名誉会長)

第9条 本協会に名誉会長を置き、市長を充てるものとする。

(顧問)

第10条 本協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(会議の種類)

第11条 会議は、総会及び理事会とする。

(会議の開催)

第12条 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

- 2 理事会は、必要に応じて随時開催する。

(会議の招集及び議長)

第13条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(議事の成立)

第14条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第 15 条 総会は、第 4 条に規定する会員をもって構成する。

2 総会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計及び監事の承認
- (2) 理事の選出
- (3) 事業計画及び事業報告
- (4) 予算及び決算
- (5) 規約の改正
- (6) その他会長が付議した事項

(理事会)

第 16 条 理事会は、第 5 条第 1 号から第 4 号までに規定する役員をもって構成する。

2 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計及び監事の選出
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 部会の設置
- (4) その他会長が付議した事項

(部会の設置)

第 17 条 第 3 条に規定する事業を円滑に推進するために、理事会は本協会に必要な
応じて部会を設置することができる。

(市民スタッフ)

第 18 条 事業を効果的に実施していくために、部会に市民スタッフを置くことがで
きる。

2 市民スタッフは、会員の希望者のなかから会長が任命する。

3 市民スタッフは、事業の計画立案及び実施をする。

(経費)

第 19 条 本協会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第 20 条 本協会の会員は、年額次の会費を納入する。

- (1) 個人 1,000 円
- (2) 団体 5,000 円
- (3) 法人 10,000 円

(会計年度)

第 21 条 本協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(事務所)

第 22 条 本協会の事務所を、入間市役所市民生活部自治文化課内に置き、庶務を所掌する。

(雑則)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 2 年 1 月 26 日から施行する。
- 2 この規約の施行後最初の役員の任期は、第 8 条の規定にかかわらず、平成 3 年 3 月 31 日までとする。
- 3 委員会の最初の会計年度は、第 20 条の規定にかかわらず、その成立の日から始まり、平成 2 年 3 月 31 日に終わるものとする。

附 則

この規約は、平成 3 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 6 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 9 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 10 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 11 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 12 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 5 月 12 日から施行する。